

団体信用生命保険 3 大疾病保障特約条項

アクサ生命保険株式会社

団体信用生命保険 3 大疾病保障特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、団体信用生命保険契約に付加し、信用供与機関である債権者または信用保証機関が債務者および連帯保証人の 3 大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）罹患に際し支払われる 3 大疾病保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実にしない、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とするものです。

(特約の締結、被保険者および責任開始期)

第 1 条 この特約は、団体信用生命保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の契約応当日に、保険契約者の申出によって、当社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。ただし、当社との協議により、主契約の契約日の月ごとの応当日（応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）に主契約に付加して締結することができます。

- ② 主契約に適用される普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の被保険者に関する規定に定める要件を満たす者で、第 3 条（特約の被保険者資格）第 1 項の資格を有する者は、当社が申込を承諾した場合に協議で定めるところによりこの特約の被保険者となります。
- ③ この特約についての当社の責任開始期は、協議により定めます。これにより定まる責任開始の日を、以下「特約の責任開始日」といいます。

(特約が付加された保険契約の被保険団体)

第 2 条 特約が付加された保険契約において、主約款に定める被保険団体とは、協議で定めるところにより、特約とともに主契約に加入した被保険者および主契約に加入した後に特約の被保険者となった者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡・高度障害・3 大疾病部分」といいます。）と、主契約のみ加入到加入した被保険者の集団（この集団に属する被保険者にかかる保障を、以下「死亡・高度障害部分」といいます。）から構成されるものとします。

- ② この特約は死亡・高度障害・3 大疾病部分について適用し、死亡・高度障害部分については、この特約に死亡・高度障害部分に関する定めがある場合を除き、主約款に定めるところにより取り扱います。

(特約の被保険者資格)

第 3 条 この特約の被保険者になることができる者は、当社が定める要件を満たす者である

ことを要します。

- ② 被保険者が前項の資格を欠いた場合には、その日からこの特約の被保険者でなくなります。
- ③ 前項の場合、この特約のその被保険者についての部分は第1項の資格を欠いた日をもって消滅します。なお、その被保険者が第1項の資格を欠いた日以後引き続き主契約の被保険者であるときは、その被保険者については、主契約のみに加した被保険者の集団に属する者として、以後主約款に定めるところにより取り扱います。

(特約の被保険者の数)

第4条 この特約の被保険者の数は、当会社の定める数以上であることを要します。

(特約が付加された保険契約の保険料の計算)

第5条 この特約が付加された保険契約の保険料は、死亡・高度障害・3大疾病部分にかかる保険料（以下「死亡・高度障害・3大疾病保険料」といいます。）および死亡・高度障害部分にかかる保険料（以下「死亡・高度障害保険料」といいます。）ごとに、主約款の保険料の計算に関する規定に基づき、それぞれ計算します。

(死亡・高度障害・3大疾病部分の特別保険料)

第6条 当会社は、この特約の締結、復活、契約期間の延長の際または主契約の契約日の月ごとの応当日に、死亡・高度障害・3大疾病部分の支払事由発生率が特に高率であると認められた場合には、当会社の定めるところにより特別保険料を徴収することがあります。この場合、前条の規定により計算される死亡・高度障害・3大疾病保険料に特別保険料を加えたものをもって、死亡・高度障害・3大疾病保険料とします。

(特約が付加された保険契約の保険料の払込)

第7条 保険契約者は、死亡・高度障害・3大疾病保険料を死亡・高度障害保険料とともに払い込むことを要します。ただし、当会社との協議がある場合は、協議に定めるところにより払い込むことを要します。

- ② 死亡・高度障害保険料と死亡・高度障害・3大疾病保険料とがいずれも払い込まれた時に、主約款に定める保険料の払込があったものとします。
- ③ 前2項に定めるほか、特約が付加された保険契約の保険料については、主約款の規定にもとづき取り扱います。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 当社は、この特約の復活の請求があった場合には、主契約の復活を承諾したときに限り、主契約と同時に、主約款の復活に関する規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

- ② 主契約の復活請求の際に、保険契約者からの別段の申出がないときは、同時にこの特約の復活の請求があったものとみなします。

(3大疾病保険金の支払)

第10条 当社は、この特約の被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、所定の3大疾病保険金を主契約の保険金受取人に支払います。

1. この特約の被保険者が、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に、別表に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます。）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ。）。この場合、その被保険者の特約の責任開始日（復活が行なわれた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）前に悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていないことを要します。
 2. この特約の被保険者が、その被保険者の特約の責任開始日以後の疾病を原因として、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき
 - (1) 別表に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
 - (2) 別表に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- ② 前項第1号の規定にかかわらず、その被保険者が特約の責任開始日からその日を含めて90日（以下本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、3大疾病保険金は支払いません。
- ③ 第1項の規定により3大疾病保険金が支払われた場合には、主契約およびこの特約のその被保険者についての部分は、その被保険者が第1項の支払事由に該当した時に消

減します。

- ④ 主約款の規定により死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、以後当社は3大疾病保険金を支払いません。また、この特約の規定により3大疾病保険金が支払われた場合には、以後当社は死亡保険金または高度障害保険金を支払いません。

(3大疾病保険金の請求手続)

第11条 保険契約者は、前条に規定する3大疾病保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。

- ② 主契約の保険金受取人は、この特約の被保険者が3大疾病保険金の支払事由に該当したことを知った日から2カ月以内に次の書類を提出して3大疾病保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2カ月以内に提出できなくてもさしつかえありません。

1. 3大疾病保険金支払請求書
2. 当会社の定めた様式による医師の診断書
3. その被保険者の住民票

- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

(猶予期間中の保険事故)

第12条 保険料払込の猶予期間中に、この特約による3大疾病保険金の支払事由が生じた場合には、当社は、払込期日が到来している未払込保険料の総額がその猶予期間中に払い込まれたときに限り、3大疾病保険金を支払います。

(3大疾病保険金の支払の時期および場所)

第13条 主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定は、この特約による3大疾病保険金の支払の場合に準用します。

(告知義務)

第14条 保険契約者またはこの特約の被保険者は、この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者となる際に、支払事由の発生に関する重要な事項のうち当社が所定の書面で告知を求めた事項について、当社にその書面で告知することを要します。

- ② 当社は、この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者となる際に必要と認めた場合には、支払事由の発生に関する重要な事項について、当社の指定した医師によってこの特約の被保険者の診査を行なうことがあります。この場合には、その被保険者は、告知を求められた事項について、その医師に口頭で告知することを要

します。

- ③ 当社は、この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者となる際に必要と認められた場合には、この特約の被保険者に対し健康状態のうち、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項についての資料の提出を求めることがあります。

(告知義務違反による解除)

第15条 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてその告知を求めた事項の内容に応じてこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができるものとします。

- ② この特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向けてこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができるものとします。
- ③ 3大疾病保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には3大疾病保険金を支払いません。また、すでに3大疾病保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、3大疾病保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、3大疾病保険金を支払います。
- ⑤ 次の各号の場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 - 1. この特約の締結もしくは復活またはこの特約の被保険者となる際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 - 2. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者が前条の告知をすることを妨げたとき
 - 3. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者に対し、前条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはこの特約のその被保険者が前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑦ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
 - 1. 当社が解除の原因を知った時から1カ月以内に解除しなかったとき
 - 2. この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年を超え

て継続したとき。ただし、この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年以内に解除の原因となる事実により3大疾病保険金の支払事由が生じているとき（特約の責任開始日前に原因が生じていたことにより、3大疾病保険金が支払われない場合を含みます。）を除きます。

（重大事由による解除）

第16条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（その他の解除）

第17条 この特約のその他の解除については、主約款のその他の解除に関する規定を準用します。

（特約からの被保険者の脱退）

第18条 この特約からの被保険者の脱退については、主約款の被保険者の脱退に関する規定を準用して取り扱います。

- ② 前項の規定により特約の被保険者でなくなった者については、第3条（特約の被保険者資格）第3項を準用します。

（特約の解約）

第19条 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

（特約の消滅）

第20条 主契約の全部または一部が消滅した場合には、この特約の全部またはその被保険者に対する部分は、同時に消滅します。

（返戻金）

第21条 この特約の全部または一部が消滅した場合には、払い戻すべき金額はありません。

（協議内容の決定および変更）

第22条 次の各号の事項については、この特約の締結の際、保険契約者と当会社とが協議のうえ定めます。

1. 3大疾病保険金の支払方法等に関する事項
2. 主契約の協議内容に準じる事項
3. その他必要な事項

- ② 前項の規定によって定められた事項については、この特約の締結後においても保険契

約者と当会社とが協議のうえ、当会社の定めた範囲内で変更することができるものとします。

- ③ 本条の規定によって定められた事項は、特約内容の一部となるものとします。

(特約の契約期間)

第23条 特約の契約期間は、特約を締結した直後に到来する主契約の契約応当日の前日までの期間をいい、以後、特約の契約期間満了日の翌日にこの特約の被保険者の数が当会社の定める数を下回らないときは、特約の契約期間をその契約期間満了日の翌日から1年延長します。

- ② 当会社は、特約の契約期間満了日の翌日に、死亡・高度障害・3大疾病部分にかかる平均保険料率を再計算します。
- ③ 前項の平均保険料率には、特約の契約期間満了日の翌日における保険料率を用います。
- ④ 保険契約者は、特約の契約期間満了日までに特約の契約期間を延長しない旨を当会社に通知することにより、この特約の契約期間を満了とすることができます。

(主約款の規定の準用)

第24条 この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

(主約款に定める連生被保険者に関する特則)

第25条 この特約を主約款に定める連生被保険者に適用する場合には、次の各号の規定により取り扱います。

1. 同一債務に対して連帯して債務を負う連生被保険者のすべてがこの特約の被保険者となることを要します。
2. 同一債務に対して連帯して債務を負う連生被保険者のうちいずれか1人が第10条（3大疾病保険金の支払）に定める支払事由に該当したときに3大疾病保険金の支払事由が生じるものとし、連生被保険者について支払われる3大疾病保険金は、3大疾病保険金の支払事由が生じた時点での未償還債務残高相当額を上限とします。

<別表>

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾 病 名	疾 病 の 定 義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾 病 名	分 類 項 目	基本分類コード
1. 悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C 00-C 14
	消化器の悪性新生物	C 15-C 26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C 30-C 39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C 40-C 41
	皮膚の悪性黒色腫	C 43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C 45-C 49
	乳房の悪性新生物	C 50
	女性生殖器の悪性新生物	C 51-C 58
	男性生殖器の悪性新生物	C 60-C 63
	腎尿路の悪性新生物	C 64-C 68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C 69-C 72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C 73-C 75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C 76-C 80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C 81-C 96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C 97	
2. 急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I 20－I 25）のうち、	
	（1）急性心筋梗塞	I 21
	（2）再発性心筋梗塞	I 22
3. 脳卒中	脳血管疾患（I 60－I 69）のうち、	
	（1）くも膜下出血	I 60
	（2）脳内出血	I 61
	（3）脳梗塞	I 63

